企画提案書の評価基準

企画提案書は下記事項について、点数に置き換えて評価する。

１． 評価項目と評価基準
表１.評価基準表のとおり

２．評価方法
1)各評価者が企画提案書ごとに、表１．評価基準表の評価項目別に配点の範囲内で評価を付す。
2)ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標についての適合状況に該当がある場合には、表２．の配点に基づき別途加点する。
※ 評価対象となる企業は、次のいずれかに該当する企業とする。
① ワーク・ライフ・バランスを推進する企業として、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成 27 年法律第 64 号。以下「女性活躍推進法」という。）、次世代育成支援対策推進法（平成 15 年法律第 120 号。以下「次世代法」という。）、青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和 45 年法律第 98 号。以下「若者雇用促進法」という。）その他関係法令に基づく認定（認定の基準が複数あるものにあっては、労働時間等の働き方その他のワーク・ライフ・バランスに関する基準を満たすものに限る。以下同じ。）を受けた企業
② 女性活躍推進法第８条に基づく一般事業主行動計画（計画期間が満了していないものに限る。）を策定した企業（常時雇用する労働者の数が 100 人以下のものに限る。）
3)表１．①～⑦の合計点の平均点が採点項目数×３以上の点数であり、かつ、表２．の得点を加算した総合得点が最も高いものと、随意契約を締結するものとして特定する。
4)3)の結果一番高いものが複数ある場合は、企画競争委員会委員長の決するところによる。
5)企画競争委員会において、企画競争参加者と企画競争委員会委員との間に特別な利害関係があるなど、評価の公平性が担保されないと判断した場合は、企画提案書の評価を行わないことがある。

表1. 評価基準表

評 価 項 目	評 価 基 準	配点
① 業務内容の理解度	調査目的、業務内容について十分に理解していること	５
② 提案内容の優位性	提案内容に具体性、妥当性、現実可能性を伴い、優れていること	５
③ 提案内容の独創性	独自の発想に基づく提案内容が含まれていること	５
④ 業務実施の確実性	過去の同種または類似の業務で良好な実績を挙げていること	５
⑤ 業務遂行の安定性	実施体制、実施スケジュール等の業務環境が、委託業務を安定的に遂行できるものであること	５
⑥ 業務成果の中立性	適正公平な業務成果を示すことができること	５
⑦ 専門的知識	業務を遂行するために必要十分な専門的知識を有すること	５

表２. ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標の配点

<table>
<tr><th colspan="2">認定等の区分　※１</th><th colspan="2">配点</th></tr>
<tr><td rowspan="5">女性活躍推進法に基づく認定
（えるぼし・プラチナえるぼし認定企業）</td><td>プラチナえるぼし ※２</td><td rowspan="10">最大 2.0 点</td><td>2.0 点</td></tr>
<tr><td>えるぼし３段階目 ※３</td><td>1.6 点</td></tr>
<tr><td>えるぼし２段階目 ※３</td><td>1.2 点</td></tr>
<tr><td>えるぼし１段階目 ※３</td><td>0.8 点</td></tr>
<tr><td>行動計画 ※４</td><td>0.4 点</td></tr>
<tr><td rowspan="5">次世代法に基づく認定
（くるみん・トライくるみん・プラチナくるみん認定企業）</td><td>プラチナくるみん※５</td><td>2.0 点</td></tr>
<tr><td>くるみん（令和４年４月１日以降の基準）※６</td><td>1.2 点</td></tr>
<tr><td>くるみん（平成 29 年４月１日～令和４年３月 31 日までの基準）※７</td><td>1.2 点</td></tr>
<tr><td>トライくるみん※８</td><td>1.2 点</td></tr>
<tr><td>くるみん（平成 29 年３月 31 日までの基準）※９</td><td>0.8 点</td></tr>
<tr><td colspan="2">若者雇用促進法に基づく認定（ユースエール認定企業）</td><td>1.6 点</td></tr>
</table>

※１　複数の認定等に該当する場合は、最も配点が高い区分により加点を行う。
（例 :「えるぼし認定 2 段階目」の認定を受け、かつ「くるみん（平成 29 年３月 31 日までの基準)」の認定を受けている企業の場合は配点が高い 1.2 点を加算する。）

※２　女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第 24 号）による改正後の女性活躍推進法第 12 条の規定に基づく認定。

※３　女性活躍推進法第 9 条の規定に基づく認定。なお、労働時間等の働き方に係る基準は満たすことが必要。

※４　常時雇用する労働者の数が 100 人以下の事業主に限る（計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ）。

※５　次世代法第 15 条の２の規定に基づく認定

※６　次世代法第 13 条の規定に基づく認定のうち、次世代育成支援対策推進法施行規則の一部を改正する省令（令和３年厚生労働省令第 185 号。以下「令和３年改正省令」という。）による改正後の次世代育成支援対策推進法施行規則（以下「新施行規則」という。）第４条第１項第１号及び第２号の規定に基づく認定

※７　次世代法第 13 条の規定に基づく認定のうち、令和３年改正省令による改正前の次世代育成支援対策推進法施行規則第４条又は令和３年改正省令附則第２条第２項の規定に基づく認定（ただし、※９の認定を除く。）

※８　次世代法第 13 条の規定に基づく認定のうち、新施行規則第 4 条第 1 項第 3 号及び第 4 号の規定に基づく認定

※９　次世代法第 13 条の規定に基づく認定のうち､次世代育成支援対策推進法施行規則等の一部を改正する省令(平成 29 年厚生労働省令第 31 号。以下「平成 29 年改正省令」という。）による改正前の次世代育成支援対策推進法施行規則第４条又は平成 29 年改正省令附則第２条第３項の規定に基づく認定

※10　原則として上記認定等の全てを加点対象とする（※１のとおり複数の認定等に該当する場合は、最も配点が高い区分により加点)。

※11　「ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する外国法人の確認事務取扱要綱」(平成 28 年 9 月 26 日内閣府男女共同参画局長決定）に基づく内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けている外国法人については、相当する認定等に準じて加点する。